附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年八月一日から施行する。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第四十条第二項の規定による申請）

第二条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（以下この条において「改正令」という。）附則第四十条第二項の規定による申請は、この省令による改正後の自衛官等に対する療養の給付等に関する省令別紙様式第七の二の年間の高額療養費請求書に、改正令第十五条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下この条において「第十五条改正後防衛省給与令」という。）第十七条の六の二に規定する基準日（第十五条改正後防衛省給与令第十七条の六の三第七項の規定により基準日とみなされる日を含む。）が属する月の標準報酬の月額が十六万円未満の自衛官等（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の三第一項に規定する自衛官等であって、第十五条改正後防衛省給与令第十七条の六の二の二第六項第四号に掲げる者を除く。）である者に該当している旨を付記することによって行うものとする。

（経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［表面　略］

別紙様式第十一（裏面）

注　意　事　項

1　この証は各面をよく読んで大切に持っていてください。
2　この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養に係る標準負担額の減額が行われます。
(1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、別に定められた額を限度とします。
(2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。
3　医療機関若しくは薬局又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子資格確認を受けるか、必ずこの証を資格確認書等に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。
4　自衛官等としての身分を失ったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、有効期限に達したとき又は高齢者医療を受けることができるようになったときは、５日以内にこの証を発行者に返納してください。
5　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
6　表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく発行者に差し出して訂正を受けてください。

備考１　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
２　「男女」欄は、該当しない文字を消すこと。
３　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
４　適用区分欄には、適用対象者が防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第１７条の６の２の２第１項第５号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

［同上］

別紙様式第十一（裏面）

注　意　事　項

1　この証は各面をよく読んで大切に持っていてください。
2　この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養に係る標準負担額の減額が行われます。
(1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、別に定められた額を限度とします。
(2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。
3　医療機関若しくは薬局又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子資格確認を受けるか、必ずこの証を資格確認書等に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。
4　自衛官等としての身分を失ったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、有効期限に達したとき又は高齢者医療を受けることができるようになったときは、５日以内にこの証を発行者に返納してください。
5　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
6　表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく発行者に差し出して訂正を受けてください。

備考１　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
２　「男女」欄は、該当しない文字を消すこと。
３　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
４　適用区分欄には、適用対象者が防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第１７条の６の２第１項第５号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。